

平成 25 年第 2 回定例会 環境農政常任委員会

平成 25 年 6 月 27 日

渡辺（ひ）委員

私からは海岸漂着物等の対策について伺いたいと思います。

国の方で、平成 24 年度の補正で約 100 億円の予算計上を行い、それを受けての予算措置ということですが、これまで本県では、どのような措置がされてきたのか教えてください。

資源循環課長

平成 21 年度に、地球温暖化問題等の環境問題を解決するために国が創設いたしました、地域グリーンニューディール基金のメニューの一つとして、海岸漂着物等の回収・処理等に関する事業に対する補助金が位置付けられ、県におきましても、平成 22 年度、23 年度に活用したところでございます。また、21 年度から 24 年度の 4 年間、国の緊急雇用対策事業を活用しました県独自の取組として、海岸漂着物の回収・処理を行ってまいりました。

平成 21 年度から 24 年度までの 4 年間で、この二つの国の補助金を合わせた事業額は、年間平均で約 7,100 万円となっております。

渡辺（ひ）委員

緊急雇用の財源を活用して、県独自で積み増しをして約 7,000 万円の規模にしたということですが、その背景を確認させてください。

資源循環課長

グリーンニューディール基金につきましては、22 年度と 23 年度の 2 年間ということで、期限が切られていた中で活用させていただきまして、その額につきましては、22 年度が 2,300 万円余、23 年度が 2,100 万円余ということでございまして、海岸清掃には十分とはいえないということで、緊急雇用対策事業を 21 年度は 6,000 万円余、22 年度は 5,800 万円余、23 年度は 5,800 万円余、24 年度は 7,000 万円余という活用をいたしまして、海岸清掃の充実を図ったということでございます。

渡辺（ひ）委員

そうすると、県としてある程度しっかりとした海岸清掃をするための予算措置額というのは、そのぐらいの金額が必要であるという認識でよいのでしょうか。

資源循環課長

委員のおっしゃるとおりと考えております。

渡辺（ひ）委員

今回、海岸漂着物の補正予算額の中に、基金の積立金で 2 箇年の積立金 1 億 3,320 万円と、海岸漂着物等の対策事業費として、25 年度の 4,341 万円という金額が出ておりますが、これは 1 億 3,320 万円という 2 年間の基金を活用して、25 年度に 4,341 万円の事業を実施するという捉え方でよろしいのでしょうか。

資源循環課長

そのとおりでございます。1 億 3,320 万円のうちの 25 年度分が 4,300 余万円ということでございます。

渡辺（ひ）委員

そうすると、県として海岸漂着物対策をしっかりとやっていこうということを考えたときに、一昨年までは7,000万円規模の事業をやっていたということですが、今回の補正で、今年度の海岸漂着物対策事業としては4,341万円ということで、突然減額しています。この4,341万円という額の設定を確認させてください。

資源循環課長

既に6月末ということで、ゴールデンウィーク等の行楽シーズンを含めた3箇月近くの期間が過ぎております。そういう期間の幅が限られているということと、これから正に海水浴シーズンとなり、また、9月以降の台風シーズンの緊急清掃の必要性から、4,300万円で重点的に支出するという対応をしたところでございます。

渡辺（ひ）委員

本当にこの4,300万円程度で、これからの台風の到来による漂着物対策となるのでしょうか。

資源循環課長

緊急清掃に対して支出する額でございますが、この基金事業費以外にも、海岸美化財団に県と市町村が負担している分としまして1億9,900万円がございます。その中に緊急清掃分として440万円も含まれておりますので、そうした経費も充当できるものと考えております。

実際に4,300万円で足りなくなるのか分かりませんが、そういった経費と、この基金事業を活用するということになるものと考えております。

渡辺（ひ）委員

今回提案されているこの補正の事業費については、一定の理解は示しますが、台風が到来してこの事業費では足りないといったときに、基金の取崩しも必要であると思いますがいかがでしょうか。

環境部長

先ほど資源循環課長から答弁させていただきましたが、7,000万円という金額は、緊急清掃と通常清掃を合わせた額でございます。

今年度の通常清掃につきましては、当初予算の金額を使いまして、きちんと対応していくこととなっております。そして、9月以降の台風シーズンにつきましては、今回の補正で認めていただいた場合は、これをまた計画的に使っていくということでございまして、全体を通しては、今年度も十分な対応ができるのではないかと考えているところでございます。

また、来年度につきましては、年度当初から対応していく必要がございますので、今年度より大きい金額で実施するという計画で、現在動いておるところでございます。

渡辺（ひ）委員

これは27年以降、国の財政措置ができない場合は、非常に厳しいことが起きるのではないかと思いますのですが、この場合はどのように対応されるのかお伺いしま

す。

資源循環課長

平成 27 年度に、国の補助金が措置されない場合には、県の海岸美化の取組にとって大変大きな影響がございます。そういったことから、国に対しましては、引き続き同様の財政措置を今後も継続していただくよう強く求めてまいりたいと考えております。

また、県といたしましても、市、町、財団等と十分な連携、調整を図りまして、知恵を出し合いながら、少しでも影響を抑えられるよう対応を検討してまいりたいと考えております。

渡辺（ひ）委員

取組をフォローしていきたいと思っておりますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に、新しい事業として、海岸漂着物等の発生抑制に関する普及啓発事業ということで、541 万円の予算措置がありますが、この事情内容としては、バーベキュー等により海岸を利用する者に対し、ごみの持ち帰り等と呼び掛けということです。この巡回の実施時間帯は、9 時頃から 16 時若しくは 17 時ということで、日中の時間帯を考えているということです。

実際に、バーベキューを朝 9 時からやる人、準備する人がどれくらいいるのかと思いますし、夕闇が迫ってくる時間帯に、こういうごみを置き去りにしていくという心理が働くのではないかと思います。

そういうことを考えると、時間帯をもう少し柔軟に、時間を少し繰り下げて、夕方の以降の時間帯に巡回と呼び掛けを行う必要があると思うのですが、この点はいかがでしょうか。

資源循環課長

効果的、効率的な事業を行う上で、巡回を行う時間帯は大変重要な要素と考えております。

当初は、バーベキュー利用者が準備を始める 9 時頃から開始し、遅くとも 16 時半頃までには終了するよう検討しておりましたが、委員の御意見をはじめ、各方面の御意見を踏まえまして、開始の 10 時半以降、終了は日没頃まで実施するという方向で検討するなど、より効果的な実施となりますよう検討を進めてまいります。

渡辺（ひ）委員

海岸の保全というのは非常に重要なことで、この事業は非常に大事なものであると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、市街地の緑地の整備について伺います。

去年、江ノ電の極楽寺駅付近ののり面が崩落したことがありました。また、この二、三日の豪雨により、急傾斜地の崩落事故が起きており、悲惨な実態も報道されています。特に鎌倉の場合は、景観の保全という重要な課題もあり、環境農政局の事業概要の中にも、古都及び緑地保全事業費により多くの予算額が計上さ

れています。

それに関連して、古都鎌倉における緑地の購入制度の概要と、どれくらい買入れた緑地があるのか確認させてください。

自然環境保全課長

古都における緑地の買入制度は、いわゆる古都保存法に基づく制度でございます。古都保存法では、国土交通大臣が指定する歴史的風土保存地区のうち重要な史跡など、特に重要な地域を特別保存地区として県知事が指定した上で、同地区内において開発行為を規制し、開発行為の許可のため損失を受けたものに対して、補償として土地の買入れを行います。鎌倉市内において約 570 ヘクタールを特別保存地区に指定し、そのうち約 170 ヘクタールを平成 24 年度末までに買入れております。

渡辺（ひ）委員

買入れた土地については、安全上どのような対策を行っており、どの程度の予算額なのか教えていただきたいと思っております。

自然環境保全課長

鎌倉につきましては、のり地が多く、のり下まで住宅が張り付いておりますので、のり面防災工事が特に重要な箇所が多いということでございます。このため、平成 25 年度当初予算におきましては、のり面防災工事の費用といたしまして 2 億 1,000 万円を計上しております。防災工事は、原則として約 2 分の 1 が国庫補助金でございます。

渡辺（ひ）委員

景観の問題と安全性の問題をどのように折り合いをつけていくのか、お考えを伺いたいと思っております。

自然環境保全課長

古都の景観を維持するために、できる限り見た目の変化の少ない工法、例えば落石を金網とワイヤロープで防止する落石防護網、また、ボルトやワイヤロープなどの補強材で斜面を補強するノンフレーム工法といったものを採用しております。

ただ、地質や過去の土砂崩れなどの災害履歴などを勘案いたしまして、やむを得ずモルタルの吹き付けを行う場合も、植物の種子を吹き付けたり、落ち着いた色に着色するなどいたしまして、時間の経過とともに周りの景観になじむような工夫をしております。

渡辺（ひ）委員

最近、保全されている緑地が手入れ不足といいますか、木が非常に大きくなったり、緑地と道路の境界部分の木などが張り出してきて民家に迷惑を掛けたりといったことがあります。また、鎌倉は非常に道路が狭いので、自然災害が起きたとき、想定されている津波が起きたときに高いところに逃げなければいけません。

こういった問題に対しては、今までどのような取組を行っているのか、また、予算的な措置についても教えてください。

自然環境保全課長

現在、県では古都保存法で買入れました約 170 ヘクタールと、都市緑地法に基づき買入れました約 130 ヘクタールの緑地を所有しており、合計 300 ヘクタールを管理しております。この緑地を対象に、危険木などの伐採、越境木の枝下ろし、草刈りなどの維持管理費は、工事費とは別に約 2,160 万円を計上しております。

国は、維持管理費一般につきましては国庫補助の対象としておらず、古都の維持管理につきましては、全額が県費でございます。対象が多くなっておりますので、優先順位を付けて対応しているところでございます。

渡辺（ひ）委員

県の災害整備の中に、緑地の整備が位置付けられているのかどうか教えてください。

自然環境保全課長

本県の災害対策の中では、古都鎌倉を含む緑地の管理は位置付けられておらず、古都保存法の中で緑地を管理しているといった状況でございます。

例えば、津波避難道などを設置するのであれば、鎌倉市の地域防災計画の中で位置付けられるものだと思いますが、現在そういった話は挙がっておりません。

渡辺（ひ）委員

災害対策に位置付けられていないというのは、非常に大きな問題であり、県がどこまでやるか、市がどこまでやるのかをしっかりと協議する必要があると思います。また、広域行政を担う県として、緑地の保全以外にも、災害対策として位置付けて、予算措置も含めて県がやるべきことは増額して行い、県ができないことは国に働き掛けるといったことが必要だと思います。

そういったことをしっかりやらないと、鎌倉市民は、自分達の災害対策は誰がやってくれるのか、市の立場、県の立場、国の立場が非常に曖昧になっていて分からないし、それが世界遺産登録に向けた課題ともなっているのです。これらのことを県として検討していただきたいと要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。